

月刊ニューズレター 現代の大学問題を視野に入れた 教育史研究を求めて

第93号 2022年9月15日

編集・発行 『月刊ニューズレター 現代の大学問題を
視野に入れた教育史研究を求めて』編集委員会
(編集世話人 富岡勝・谷本宗生)

連絡先 大阪府東大阪市小若江3-4-1
近畿大学教職教育部 富岡研究室
e-mail: tomiokamasa@kindai.ac.jp

HP (最新号とバックナンバーを公開中)

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/gen-dai-kyou-ken/>

コラム 「基幹教員」と「教育研究実施組織」 — 大学設置基準 改正における変化 —	富岡 勝	2
逸話と世評で綴る女子教育史(93) — 熊本県における公立高等女学校の展開 —	神辺 靖光	6
大東文化学院生らの自強術の実施について — 松平康国教授の関係文献から —	谷本 宗生	13
子どもたちと考える校則④ 『校則見直しガイドライン』について	八田 友和	16
明治後期に興った女子の専門学校(48) — 東京女子体操音楽学校苦難の道 —	長本 裕子	20
新制高等学校の補習科・専攻科の歴史的研究に関する覚書 (18): 鳥取県議会における専攻科関係の発言(4)	吉野 剛弘	25
体験的文献紹介(41) — 続学位請求論文構想 —	神辺 靖光	30
刊行要項(2015年6月15日現在)		35
短評・文献紹介		36
会員消息		37

コラム

「基幹教員」と「教育研究実施組織」 — 大学設置基準改正における変化 —

とみおか まさる
富岡 勝(近畿大学)

はじめに

大学をめぐる再編の動きが急ピッチになって久しい。今年の7月頃、大学設置基準が改正されて「基幹教員」というものがつくられるらしい、そのためのパブリックコメント

の募集が行われるらしいということを知った。

そこで大学設置基準改正案や関連のニュースを見たところ、1)「基幹教員」というのは、教育課程の編成や学部の運営について責任を担い、「主要授業科目」を担当する教員のことであり、2)「専ら当該大学の教育研究に従事するもの」と、「1年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するもの」に分かれ、3)設置基準に定められた必要最低限の教員数のうち、前者は四分の三以上、後者は四分の一以下となることの3点を確認することができた。

後者の「基幹教員」については、同一人物が複数の大学の「基幹教員」になることも可能であるし、非常勤の立場でも就任できるという。これは、新分野の専門家が不足しているときに、複数の大学の教育課程編成などに携わることができるというメリットがあるらしい。

上記について知って筆者が第一に思ったことは、「従来の専任教員が実質四分の三に減らされてしまい、大学教員の研究以外の業務は一層過密になってしまうのではないだろうか」ということと「もしかしたら、非常勤教員にとっては一種のチャンス各大大になり得るかもしれないが、現時点では何とも言えず判断に悩むなあ」というものであった。

「基幹教員」制度の制定とパブリックコメントの結果公表

この「基幹教員」制度は、本年9月30日に文部科学省から「大学設

置基準等の一部を改正する省令」で、基本的に原案通り制定された（ニューズレター第93号の発行年月日から2週間以上遅れた時点でこのコラムを書いていること、心からお詫びしたい）。

同時にパブリックコメントに寄せられた「主な意見の概要」と「文部科学省の考え方」も公表されている。

筆者が目にした意見は、「現在でも既に人手不足に陥っている大学教員が、更に人員削減される可能性があるので見直すべきと考える」という意見である。これに対する文科省見解は、次のとおりであった。

基幹教員制度については、人員削減を意図したものではなく、教員が十分に養成されていない成長分野等において、民間企業からの実務家教員の登用や、複数大学等でのクロスアポイントメント等による人材確保を期待して導入するものであり、今後その趣旨も含め、適切に周知等を図ってまいります。なお、基幹教員に関する情報は、各大学において公表することとなります。

つまり、文科省としては、専任教員の人員削減は意図していないので、そうした趣旨を周知していきたいということである。しかし、経営困難に陥っている大学が人員削減策に利用しないための歯止めは設けられていない。

この点について、全国大学高専教職員組合（全大教）中央執行委員会は、本年8月4日に発表した見解（パブリックコメントとして提出された内容と同じ）のなかで、次のように指摘している。

この基幹教員は「一の大学で専任」である必要がなく、非常勤教員を基幹教員とカウントすることが可能となる。この結果、不安定な雇用関係にある非常勤教員へ、従来以上に依存する大学があってもそれを是正する法令上の根拠を弱めることになる。

また、日本私大教連中央執行委員会が本年7月25日に公表した「大学設置基準改正案に対する見解」でも、「私立大学では、私大経常費補助削減のもとで、基幹教員制度を利用して人件費削減をはかる動きが広がることは間違いない。教員数を減らすことが、教育・研究条件の悪化になることは明白であり、とうてい質保証は望めない」と指摘している。さらに、「基幹教員制度は、任期の定めのない専任教員を減らし、任期付きで身分の不安定な大学教員を急激に増加させる危険があり、大学教員全体の地位・雇用をきわめて不安定にするものである」と危惧を述べている。

なるほど、そうであれば、非常勤講師にとってのチャンス拡大という見方は楽観的すぎるかもしれない。

「教育研究実施組織」について

今回の大学設置基準改正では、従来の「第三章 教員組織」が「第三章 教育研究実施組織等」へ変更されている。少しわかりにくいですが、従来の「教員組織」が、教員から構成される教授会等を指すのに対し、教員及び事務職員等から編制される「教育研究実施組織等」への移行を可能とするものである。

パブリックコメントの結果公表のなかで、「改正により、教員組織、事務組織のそれぞれの役割・必要性があいまいとなるのではないか。現行規定でも、教員・職員の協働・協力関係を進めることは可能である」という意見があった。これに対する文科省の見解は、次のようなものであった。

今回の改正により、条文上、適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制の確保を明記しつつ、教員と事務職員等の関係を一体的に規定することで、教育研究活動から厚生補導まで含めた教職協働の実質化が促進され、より一層の教育研究活動の質

向上を期待するものです。

また、「教員組織の文言・規定を無くしてしまうので、教授会を含む教員組織が存在しなくてもよいととれる。教授会の役割を低下させ、必置機関ではなくなることに繋がりがねない。また、教員組織の独立性が侵され、教育・研究への管理統制が強まることに繋がりがねない」という意見もあった。これに対して文科省は次のような見解を示している。

上記のとおり、今回の改正により法令上の規定は変わりますが、従前の教員組織等の趣旨に変更があるものではなく、その役割や必要性も従来どおりです。なお、教授会については、学校教育法の規定により必置とされていますが、同法について、今回改正を行うものではありません。

文科省はあくまでも教員と事務職員の連携を推進することが目的であり、既存の大学の教員組織や事務組織を無くすことを求めている訳ではないことを強調している。また、経過措置も設けられている。

しかし、「学校教育法」などの法律改正よりも手続きの簡単な「大学設置基準等の一部を改正する省令」を先に出し、新設大学や経営の難しい大学などの実施事例を増やししながら、法律を含めた改正への道筋をつけるような動きになっている、という見立ては杞憂だろうか？ また、教職課程などの資格課程に対する影響は現時点では分からないが、専任教員が授業時間以外の時間をやりくりして教育実習・介護等体験・模擬授業などを含む受講者へのきめ細かい指導を行なう、といったことは難しくなる可能性があり、心配だ。

今後も、「現代の大学問題を視野に入れた教育史研究」を求めていく上で、最新の制度変更の動向にもできるだけ気を配りたい。

***コラム欄では読者の方からの投稿もお待ちしております。**

逸話と世評で綴る女子教育史(93)

—熊本県における公立高等女学校の展開—

かんべ やすみつ
神辺 靖光(ニューズレター同人)

前回述べた通り、熊本県で最初の女学校は佐々友房や内藤儀十郎がつくった私立尚綱高等女学校だが、明治32年「高等女学校令」が公布されると公立女学校もすぐに始まり、大正期には県域各所に展開した。ここで以下述べる女学校の沿革について本稿末尾の参考文献と[表1][表2]の参考文献の違いを一言して置く。

[表1][表2]は文部省の指令によって毎年、府県の学務課がその年の管下高等女学校、実科高等女学校について報告したものである。「学校名」や「所在地」について誤りはないが、「経歴」については脱落、消略があるかも知れない。一方、以後述べる各女学校の沿革は昭和6年、熊本県教育会が“光輝ある肥後文教”を知るために県が関係する人士を挙げてつくった『熊本県教育史』上・中・下3冊に拠っている。行政については県庁文書によっているが、教育の実態については各学校の校長、教員、卒業生、県の学務係、市町の学務担当者の報告、回想が多い。よって臨場感を以て読めるのである。

[表1] 大正15年における熊本県の高等女学校

1、熊本県立高等女学校

学校名	所在地	経歴
第一高女	熊本市	M36県立
八代高女	八代郡八代市	M34年郡立、T12年県立
隈府高女	菊池郡隈府町	M44年組合立実科高女、T9年県立高女
山鹿高女	鹿本郡山鹿町	M45年組合立実科高女、T8年県立高女
高瀬高女	玉名郡弥富村	M45年郡立実科高女、T12年県立高女
松橋高女	下益城郡松橋町	T7年郡立実科高女、T12年県立高女

人吉高女	球磨郡藍田村	T7年郡立実科高女、T12年県立高女
甲佐高女	上益城郡甲佐町	T9年郡立実科高女、T12年県立高女
本渡高女	天草郡本渡町	T4年私立実科高女、T9年郡立に変更 12年県立高女
阿蘇高女	阿蘇郡宮地町	T11年組合立高女、T15年県立高女

2、熊本市立高等女学校

学校名	所在地	経歴
熊本市立高女	熊本市	T11年設置

3、私立高等女学校

学校名	所在地	経歴と設置者
熊本県尚綱高女	熊本市	M21年設置 尚綱財団
大江高女	熊本市	T10年設置 松本豊
上林高女	熊本市	T9年実科高女、T11年高女 フィリベルト・マテ・ボルジャ
九州中央高女	熊本市	T7年実科高女、T9年高女、佐々布遠
熊本県星山高女	熊本市	T9年実科高女、T10年高女、落水泰任
八代成美高女	八代郡 八代町	T10年実科高女、T11年高女 マリハサル・ガラシュ

[表2] 大正15年 熊本県の実科高等女学校

1 町立実科高等女学校

学校名	所在地	
熊本県宇土郡宇土実科高女	宇土郡宇土町	T10年
熊本県水俣実科高女	葦北郡水俣町	T12年
熊本県上益城郡浜町実科高女	上益城郡浜町	T14年
熊本県牛深実科高女	天草郡牛深町	T14年
植木実科高女	鹿本郡植木町	T15年

2 町村組合立実科高等女学校

学校名	設置者	所在地	
多良木実科高女	多良木村外8ヶ村学校組合	球磨郡多良木村	T11年
阿蘇南部実科高女	白水村外4ヶ村学校組合	阿蘇郡白水村	T9年
阿蘇北部実科高女	北小国村外1ヶ村学校組合	阿蘇郡北小国村	T12年

1899(明治32)年、「高等女学校令」が公布されると県立高女設立が県下有識者間で議論がはじまり、議熟して35年秋の通常県会で議決された。即ち「熊本県立高等女学校ヲ熊本市藪之内町ニ設置シ明治三十六年四月一日ヨリ開始ス」(県告示108号)というものである。藪之内町というのは県立熊本中学校がある所で同中学校と同居で開校するという意味である。しかるにそこは目下、校舎改築の最中だったので急遽、同市南千反田畑町の県立博物館で開校することになった。この建物は前に書いた米国士官ジェーンズを招いて開校した熊本洋学校の跡である。こうして熊本県立高等女学校は一年遅れの明治37年4月から始まった。校長は元県視学・会田由義、教頭・前尚綱校長・浜田松次郎、教員に女高師出身の富田八と上総とみ、大津山ひさ、遠山むつ等を揃えた。37年の入学試験は80名の募集に対して156名、38年は253人の応募者という盛況であった。38年3月、藪之内の校舎が整ったのでそこに移った。南千反畑町の校舎はロシアの俘虜将校の収容所になった。

熊本県立高女がはじまった明治37、8年は日露戦争の真^まっ最中^{さいちゆう}である。軍都熊本市に産声^{うぶごえ}をあげたこの女学校が拱手傍観^{こうしゅぼうかん}するわけにはゆかない。第6師団司令部の出発^{れい}や隷下^{れんたい}聯隊の出征の際には見送りに出だし、戦死者の葬儀にも参列した。会合^{じしゅく}を自肅して貯金し国債に応じ戦地の兵士に慰問袋を送った。また毎月一回の講話会のほか戦捷^{せんしやう}の拳^あがるたびに戦争の概要やその意義、国民の覚悟等を講話した。

県立高女の人気は高く、定員を増加しても志願者は常に定員の三倍ほどであった。学校は市民、県民の要望に応じて補習科（主に女性としての技術教育）、随意科（特定の学科）等を設けたが、それも忽ち一杯になった。随意科の教育学を履修すれば無試験で県下の尋常小学校正規教員になれるとあって、これを受講、一時期6、70名もの小学校訓導が卒業生の中から出立したという。また女子の最高学府といわれた女子高等師範学校への進学者も多かった。このような人気の中で明治末年の44年から45年にかけて校舎全部を新築することになった。総工費五万一千餘円、寄宿舎付、特別教室完備の新校舎が竣工し、大正2年5月新校舎に移った。大正10年3月、熊本市に県立第二高等女学校ができたので、4月から本校は県立第一高等女学校と改称し後年に続く。この頃から当校は自学自習のダルトンプランの実験校として耳目を集め、また科外クラブ活動の活発化、中でも女子テニスの強豪校として有名になったのである。

熊本県会で県立高女開設の議論が高まっていた明治35年4月、熊本市の南方、八代郡^{やつしろ}八代町では代陽女子尋常小学校の一部を仮用して八代郡立高等女学校がはじまった。時の八代郡長・広瀬昌柔が文部大臣に当郡女子教育のために郡立高女が必要だという申請書を送り文部大臣の認可を得てはじめた特異な学校である。当郡の尋常小学校は学齡児の97%、高等小学校は4校あるが、^{まんばい}万杯で高等小学教育を阻害する。ゆえに女子教育のために郡立高女をたてたい。言外に男子には八代中学校があるが八代郡に高等女学校がないから高等小学校に殺到するのだと言っている。こうして明治35年4月、八代町の尋常小学校の一部を仮用して郡立高女がはじまったのである。開校当初、財政困難のため教員全部、八代中学校兼任、校長も八代中学校長杉田平四郎が兼務したが、同年11月には新校舎が竣工した。大正12年、県立高等女学校になり後年に続く。

明治44年、菊池郡^{わいふ}隈府町外11ヶ村組合立の隈府実科高等女学校（菊池実科高女ともいう）ができた。この女学校には前史がある。明治の半ば頃から菊池高等小学校では女児が逐年増加したので28（1895）年、男児と分離して高等

小学校女子部をつくり、やがて近くに新校舎を建て移転、36年には菊池女子高等小学校と改称した。しかるにこの高等小学校にはさらに入学者が殺到するのでそれならば、いっそ各種学校でもよいかから女学校にしてしまえということで“土地の事情に適応する主婦養成の女学校”という触れ込みで43年、各種学校「菊池女学校」にした。然るに時を同じくして文部省が「高等女学校令」を改正して実科高女ができるようにしたので、それに出願し、44年、認可を得て菊池実科高等女学校になった。大正9年、県立高等女学校に変更、後年に続く。

明治45年4月、鹿本郡山鹿町^{かもと やまが}外17ヶ村学校組合立山鹿実科高等女学校が開校した。同年3月、同学校組合が学校創立を決議し、文部大臣に申請し、認可をとっての開校である。とりあえず同地にある山鹿高等小学校の校舎の一部を充当して開校したが、これには郡内にある山鹿、来民、米野岳、広見の4高等小学校と引き換えに郡内一校の実科高女をつくろうとする遠謀深慮があった。明治40年の小学校令改正で義務教育が4年から6年に延長されて尋常小学校はすべて6年制になった。同時に高等小学校は2年制になったのである。熊本県鹿本郡をみれば来民町に県立中学校があるが女学校はない。義務教育が6年制に延長されても就学率は98%で中等教育進学を望む生徒は多い。そこで沼安治鹿本郡長と古閑郡視学^{ぬま こかん}は策をめぐらせた。郡内に4校ある高等小学校はすべて郡内尋常小学校のいずれかに附設し、旧高等小学校の資金と施設を使って実科高等女学校を一校つくるというものである。古閑郡視学はこの案を持って上京、文部省高官の了解を得て、ここに山鹿実科高等女学校が誕生したのである。初代校長に古閑郡視学が就任した。

明治45年4月、開校するや生徒はすぐ集った。選抜試験の上、1年、2年、3年生に50名ずつ配置した。修業年限は4ヶ年である。因みに旧高等小学校の3年4年が新実科高女の1年2年生に当る。旧高等小学校時代に殆どの少女が高等小学校に就学していたこの地方では実科高女に通わせるのに痛痒^{つうよう}は感じなかったであろう。同年齢の男児のために郡内来民町に県立中学校があると云ったが、そこに入学できない者のために郡は鹿本農学校をつくった。そして実科高女

はそれに呼応するかのようカリキュラムに実習を主とする農業科を加え、当校の特徴とした。その後、大正8年、高等女学校令による高等女学校になって同12年、熊本県立山鹿高等女学校と改称したが、それまで組合立や郡立等に設置者名称を替えている。このような些細な名称にこだわり言い張るのが“熊本モッコス(頑固者)”と言われる由縁であろう。

以上の外に明治末年の45年、玉名郡弥富村にできた高瀬実科高等女学校がある。これまで述べた諸学校と同じく、旧制女子高等小学校を母胎として町村学校組合立→郡立→県立と設置者を替え、実科高女から高等女学校に昇格する発展道筋を辿りながらカリキュラムや校舎等施設設備を充実し生徒数を増加させてきた。大正期に創立した女学校も同じ道を辿るがその進展の度合が速くなる。それらの経緯は割愛するが、天草郡本渡町にできた本渡高等女学校は趣がやや殊なるので述べておこう。

熊本県南部の西方、八代海を隔てて天草諸島がある。天草島原の乱の本拠地であり、肥後一国を支配した細川氏の所領からもはずされ天領扱いであった。よって細川氏所領の時代に培われた肥後文化と違うところがある。大正元(1912)年10月、天草郡本渡町に私立天草養正女学校が設立された。設置者は島の住人・原田理一で私財を抛っての美挙である。ところが大正3年6月の颱風で校舎が倒壊してしまった。政府に熊本出身者がいてこれを宮内省に告げたところ御内帑金が下賜され原田は大正4年4月、同校を再興し私立天草養正実科高等女学校に改称、組織変更した。当時、天草郡には県立天草中学校はあったが、女学校は一校もなかったので住民たちはこの女学校を応援し、大正9年4月、天草郡立養正実科高等女学校に変更した。定員200名、本科4年制、選科2年制である。大正12年の郡制廃止により同年4月から県に移管され、熊本県立本渡高等女学校と改称し後年に続いた。

参考文献

森田誠一『熊本県の歴史』(山川出版県史シリーズ)

松本寿一郎他『熊本県の歴史』(山川県史)

熊本県教育会編『熊本県教育史・中巻』、『同下巻』

長坂金雄『全国学校沿革史』

文部省調査統計課編『人物を中心とした教育郷土史』熊本県。

大東文化学院生らの自強術の実施について

— 松平康国教授の関係文献から —

たにもと おねお
谷本 宗生(大東文化大学)

大東文化学院の関係記事をいろいろ調べ読んでいたら、1925(大正14)年9月に、教授の松平康国(生1863~没1945年)らによって、自強術(大正期に、国内で考案普及された31の動作で構成される健康体操)の指導が開始された(学院関係者76名が対象)という。昭和期に入っても、1927年12月、「学生保健」のため、毎日正午15分間学院剣道場で実施された・・と記されている。

そこで、松平が記した『予の実験せる自強術』(南北社、1920年6月)のなかから、「自強術を行うに就いての心得」(1)~(11)までを紹介してみようと思う。

「(1)時刻と回数 | 時刻は何時でも構わない、回数は幾度でも差支ないが、習慣を作り規律的ならしむるには時刻を定め、回数を限るに若くはない。| 普通は朝一回、夜一回であるが、尚昼間に一回もやれば申分がない。| 一日一回行っても確に効力がある。| 朝は是非やりたい・・朝必ず一回行って身体の凝を解いておいて、それから日常生活にかかる必要がある、又就寝前の運動は一日中の疲労を療すに欠くべからざる方法であるから、是れ亦日課にして欲しい。(2)身支度 | 身支度は軽装に限る、成るべくは猿股一つ、赤褌々でやりたいものである・・ | 女は薄い半袖のシャツと袴、猿股ならば尤も完全な服装である・・(3)場所 | 畳の上が一番宜しい。| 板の間でも土間でも出来ることは出来る・・薄縁を用いさえすれば更に不都合がない、但しそれを滑らぬように何かで一吋止めて置けば一層具合がよい。(4)全部と一部 | 自強術の運動は必ず全部を連鎖して行わねばならんことになって居る、自強術が三十一運動から成立っておるのは、丁度和歌が三十一文字で組立てられていると同

様で、一字が欠けても和歌にならないように、一運動を略しても自強術にならない。| 自分は脳が悪いから、頭の運動だけにして置く、自分は病気があるから腰の運動だけにして置くと言ふような、横着な考で無性をきめこむ人達は自強術の真の効果を収めることが出来ない、その理由は『自強術の特徴』と題する章中『順序の組織的』と云う一節に述べてある。(5) **各運動の回数** | ..大抵は同一である、要するに強壯者は多くしても妨なく、病弱者は少なくしても構わない。

| 回数を..規定より多くするときは、各道を通じて其比例に多くしなければならん、若し或る一道のみ矢鱈に多くするときは、他の局部に害を及ぼす恐がある。(6) **湯水** | 運動後直ちに湯茶を飲むべからず。| 自強術に於ては平生でも多く湯茶を飲むことを有害とするが、運動後の刹那は特に之を禁ずるのである。(7) **食事** | 食後一時間位は運動してはならぬ。| 運動後は少くとも十五分間は食事を差控えねばならぬ。(8) **汗の処置** | 運動して汗が出たからと云って水に濡らした手拭で之を拭くことは宜しくない乾いた手拭か又は湯で手拭を搾りそれで汗を拭き取るべし。(9) **入浴** | 運動後一時間は入浴を見合すべし、又長湯は何れの場合に於ても害になるとしてある。(10) **放尿** | 運動の前後には必ず放尿すべし。| 膀胱に尿を蓄えながら運動をしたり、運動をして膀胱に熱を有ったまま放任して置くときは尿毒は体内に復び吸収せられて害をする、此の注意は非常に大切なもので、独り自強術に限ったことはない、如何なる体操を行ふにも、労働をするにも必ず心得置くべき条件である、然るに従来の医師も体育家も此の点に言及して居らない。(11) **病人** | 床の上に坐って居られる病人ならば、坐ってやる運動だけ、出来る程度に於て行ふがよい、身動きの出来ない病人ならば、先ず心身改造法即ち他力自強術を施して貰い、実行の出来る身体になってから行う」(196~202頁)。

*** **

たとえとして和歌の31文字のように、「一字が欠けても和歌にならないように、一運動を略しても自強術にならない」というのは大事な点なのであろう。それを自身にとって習慣化して規則的に行うのが、やはり健康の秘訣だという。学院生らが集団で昼休みなどに、自強術（健康体操）を実施していた姿を想像してみると、なんだか興味深いと思う。

子どもたちと考える校則④

—『校則見直しガイドライン』について—

はったともかず
八田 友和(クラーク記念国際高等学校)

1. はじめに

令和3年6月、文部科学省初等中等教育局児童生徒課より「校則の見直し等に関する取り組み事例」(事務連絡)が発せられた。¹⁾ この事務連絡では、教育委員会や学校が行った校則の見直し等に関する取り組み事例がまとめられており、学校や地域の実態に応じて、校則の見直し等に取り組むことを要請する内容であった。

では、学校教育を取り巻く環境(民間団体や組織、専門家等)は、校則の見直しについてどのように考え、提案を行っているのか。

本稿では、一般社団法人日本若者協議会が設置した校則見直しガイドライン作成検討会議が作成した「校則見直しガイドライン」および解説資料を取り上げ、校則を見直す際の視点やポイント等について整理を行う。

2. 校則見直しガイドライン作成検討会議

ここでは、「校則見直しガイドライン作成委員会(以下、委員会)」について整理する。委員会は、一般社団法人日本若者協議会が、「校則の見直しの際の判断軸になるガイドラインを作成すること」²⁾を目的に設置している。また本委員会は、大学教員、弁護士、高校生、高等学校教員、NPO 法人職員など、多様なメンバーで構成されており、令和3年7月から9月までの間に5回の検討会議を開催している。会議では、各委員からの問題提起やガイドラインの方向性についての検討などが行われた模様である。そして、令和3年10月に「校則見直しガイドライン」および「校則見直しガイドライン解説(ver1.0)」を発表している。

3. 校則の見直しの視点

「校則見直しガイドライン」は、「校則は児童生徒を縛るためではなく、学ぶ権利を含む児童生徒の自由や人権を保障するためにある」³⁾という前提のもと作成されており、校則を見直す際の5つのポイントを提示している。

- (1) 校則の内容は、憲法、法律、子どもの権利条約の範囲を逸脱しない。
- (2) 校則の見直し・制定は、学校長、教職員、児童生徒、保護者等で校正される校則検討委員会や学校運営協議会等で決定する。
- (3) すべての児童・生徒に「合理的配慮」を行い、少数の声に配慮する。
- (4) 校則はホームページに公開する。
- (5) 生徒手帳等に、憲法と子どもの権利条約を明記する。

(出典) 「校則の見直しガイドライン」pp.2-4 より引用

また、ガイドライン(解説)では、校則見直しの手順に加えて、「仕組みづくりのポイント」や「議論のポイント」なども整理・提示されている。加えて、「校則見直しガイドライン」に関する Q&A もまとめられており、「なぜ校則見直しに取り組むのか」「なぜ、校則見直しガイドラインが必要なのか」といった疑問への回答も記載されている。

なお、「校則見直しガイドライン作成検討会議」の会議の様子はオンライン動画共有プラットフォーム(YouTube)で公開されているため誰でも自由に閲覧することが可能となっている。

4. 考察

ここでは、筆者が考える「校則見直しガイドライン」の特徴について二点取り上げ、整理する。

第一に、議論の場に当事者である高校生や教職員を参加させている点である。ともすれば、大学教員や弁護士など、いわゆる「おとな」だけで議論が進んでし

まいそうなテーマであるが、そこに高校生や教職員が参画できていることは、議論のテーマや内容から見ても画期的なことだと感じている。

第二に、自分の権利だけを主張する校則見直しを否定し、校則を見直す過程を学びに繋げようとしている点が挙げられる。ガイドライン(解説)では、校則の見直しについて「ステークホルダーの一員である児童生徒や保護者の声も反映していくことは重要なことですが、自分の権利を主張するだけでなく、他人の権利を尊重しなければなりません」「少数者の権利を尊重するためにも、多数決のような安易な判断はなるべく避け、深い話し合いで、誰もが納得できる結論を生み出すように議論を重ねることが重要です」⁴⁾などの記載がある。ここからも、「校則を変えること」だけを目的としておらず、「校則を見直す過程」を重要視していることがわかる。「おとな」が中心となったの校則の見直しや、安易な校則批判・見直しの推進を立ち止まらせてくれていると感じている。

5. さいごに

この連載では末尾に QR コードを添付しています。拙稿に対するご意見・ご感想などございましたら、ぜひ QR コードからお寄せいただけますと幸いです。今後の研究や執筆活動の参考にさせていただきます。なお、本稿における内容や意見は、筆者個人に属し、筆者が所属するいかなる組織・団体の公式見解を示すものではありません。



ご意見・ご感想などは、上記の QR コードからお寄せください。

【注】

- 1) 文部科学省「校則の見直し等に関する取組事例」(事務連絡)を参照。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414737_00004.htm
- 2) 「校則の見直しガイドライン」p.6 より引用。
- 3) 「校則の見直しガイドライン」p.2 より引用。
- 4) 「校則の見直しガイドライン」p.2 より引用。

【参考文献】

- ・文部科学省 2010「生徒指導提要」教育図書株式会社
- ・一般社団法人日本若者協議会「校則見直しガイドライン」
(最終確認 2022 年 9 月 11 日)
<https://drive.google.com/file/d/1cnC3wDjb0bJil2wa06hGH3tM57ViWunH/view>
- ・一般社団法人日本若者協議会公式 HP
(最終確認 2022 年 9 月 11 日) <https://youthconference.jp/>
- ・文部科学省「校則の見直し等に関する取組事例」(事務連絡)
(最終確認 2022 年 9 月 11 日)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414737_00004.htm

明治後期に興った女子の専門学校(48)

東京女子体操音楽学校苦難の道

ながもと ゆうこ

長本 裕子(ニューズレター同人)

東京女子体操音楽学校第3期生崎田かしく(旧姓佐藤)の語るところにより、初期の学校の様子を見てみよう。明治36年3月から37年6月ごろ、麴町区富士見町(現千代田区九段北)時代のことである。

麴町の学校は、個人の家を改造したもので畳敷きでした。建物も庭もとても狭くて九段坂上の小学校を借りて、そこでやっておりました。(略)徒手や球竿、棍棒体操などの普通体操は、体育会から来られた先生がたから教えられました。棍棒は少々つらかったと思います。また小沢卯之助先生からは薙刀体操を、井口阿くり先生からはスウェーデン体操の手ほどきをうけました。音楽は菊池、鈴木という先生でしたかしら。行進曲などピアノを少し習いました。(略)可見先生からはワルツなどの舞踏や行進遊戯を、生徒が少なかったのでそれこそ手をとって教えて頂きました。そのころ高等遊戯と申しておりましたが、高橋先生からはテニス、ピンポン、パチンコ(投球盤)、バスケット、ホッケーなどのスポーツも教えられたと記憶します。ホッケーは九段の小学校でやりました。(略)(『藤村学園七十年の歩み』より)

九段坂上の小学校を借りて、普通体操・遊戯を中心にさまざまな種目の技術習得に取り組む様子がかうかがえる。米国留学から帰国したばかりの井口阿くりがスウェーデン式体操を教えている。可見徳によるワルツ指導などほほえましい。

設立者山崎周信については資料が乏しく、明治31年4月ごろから東京市牛込区赤城尋常高等小学校准訓導として教鞭を執り、34年10月退職した程度しかわからない。37年3月29日付で設立者の地位を高橋忠次郎に譲っている。

設立時から監督として事実上中心になって指導していた高橋忠次郎は、明治3年3月宮城県で誕生。17歳で上京。22年10月、私立の東京体操伝習所と東京唱歌専門学校で体操や唱歌を修めた。同年同月東京府において、小学校教員体操科検定試験に合格。東京府教員速成伝習所で学び、以後、尋常師範学校尋常中学校高等女学校普通体操科教員免許状、尋常師範学校尋常中学校兵式科教員免許状を取得。高等師範学校附属音楽学校体操科講師、香川県師範学校助教諭兼書記、日本体育会附属体操練習所教員などを経て、33年12月、欧米留学する坪井玄道の後任として女子高等師範学校体操科講師となる。

33～34年にかけて小学校や中学校、高等女学校において、遊戯（行進運動及び遊戯）・普通体操（準備・徒手・軽体操など）を取り入れ、男子には兵式体操も加えることが掲げられ、「遊戯論」が流行した。

26、7年ごろに設立され、一時休止していた日本遊戯調査会を、34年、高橋が中心メンバーの一人となって再開し、同年9月、『遊戯雑誌』第1号発行の運びとなった。遊戯研究の流行と女子の体育教育の活発化が見られるようになる。33～35年にかけて遊戯関係書の出版は『実験新遊戯』（佐藤福雄）、『新編小学遊戯全書』（白井規矩郎）など毎年約20種にのぼった。高橋も『理論実際小学遊戯教科書』『音楽応用女子体育及遊戯法』『実験普通遊戯法』などを著した。

34年夏、東京において行われた4つの女子体操講習会の中で、日本遊戯調査会主催の遊戯講習は150余名の参加があった。女子高等師範学校講師の高橋忠次郎と東京音楽学校教官の山田源一郎の、バイオリンやオルガンの演奏に合わせて踊る舞踏的遊戯が最も人気を集めた。そうした遊戯流行の好機をとらえて、35年5月の東京女子体操学校の開設に踏み切った。



高橋忠次郎（『写真でつづるお茶の水体育110年』より）

だが、東京女子体操音楽学校(35年11月名称変更)は次々と移転を重ねる。校舎が狭いことが移転の主な理由であった。小石川区上富坂町から始まり、移転の8回目、38年8月、北豊島郡日暮里村1088番地妙隆寺(俗称花見寺)境内に移転し、ようやく4年近く落ち着く。敷地は1,091坪で、それまでと比べるとかなり広くなった。翌39年2月、妙隆寺住職福田観学を設立者に加え、建坪206坪の教室と寄宿舎の改築にとりかかった。

前校地下谷区中真島町時代の37年ごろに学則の一部が改正された。38年7月ごろに印刷されたものによると、

第一条 本校ハ体操音楽専門ノ學術科及ヒ女子必須ノ学科ヲ教授シテ
女子体操音楽教員タラント欲スルモノヲ養成スルヲ以テ目的トス
とある。設立当初の目的に戻り「女子必須ノ学科ヲ教授シテ」が再度謳われ、学科目では国語と家政が加わった。この頃の女子教育に「良妻賢母」が掲げられた社会情勢を考慮して変更したものであろう。

教科は、本科・別科・選科・研究科の4科となった。本科は、女子師範学校、師範学校女子部、高等女学校教員を目指す者。別科は、小学校の体操音楽科教員を目指す者及び文部省受験準備をする者、もしくは健康保全志望の者。選科及び研究科は、殊に志望する科目を専攻する者。

以下に、本科の学科・術科・随意科の科目をあげよう。数字は1週の時間数である。

学科:倫理1、教育2、国語2、家政1、生理3、体操理論1、音楽理論1、
和声学1

術科:体操13、遊戯6、音楽7。合計38時間。

体操:普通体操、^{スウェーデンしき}瑞典式体操、薙刀体操。

遊戯:児童遊戯、高等遊戯、室内遊戯、舞踏。

音楽:単音唱歌、複音唱歌、楽器使用法。

随意科:生花、抹茶、琴、礼法、^{そうてい}漕艇(ボート)、自転車、乗馬

別科は、本科の科目のうち家政と和声学を除くとした。流行しだしたスウェーデン式体操を取り入れ、随意科に漕艇、自転車、乗馬など当時としては目新しい科目が設置された。

本科生の入学資格は、17～36歳までの高等女学校卒業者が尋常小学校本科教員及び尋常小学准訓導を3年以上勤めた者などで、制限を設け、設立当初の資格に近くなった。別科生は、高等小学校卒業程度とした。本科も別科も6カ月の履修、定員は150名の従来通りであった。選科と研究科の資格、履修期限は特に設けていない。

新たに生徒心得十項が設定された。その一部を紹介しよう。

“教育に関する勅語を奉体し、校則を厳守し、教科を励み、操行を慎み、常に質素を旨とすべし。職員の命に服し、常に尊敬の意を失うべからず。日本女子たることを忘るべからず。服装は示定の運動服を着用し、靴を穿つべし。”などである。教育勅語の奉体、校則の厳守、教職員への敬意と服従、日本女性としての心構えなど、日露戦争中の時代状況が反映されているといえよう。

校長は、当初子爵松平直敬が務めたが、37年には校長欠員となり、設立者高橋忠次郎が監督（校長補佐役）を兼ねる。教員は、可児徳、太田勘七、山本祐吉、藤村トヨら12名。藤村は高橋の女子高等師範学校講師時代の教え子であった。賛助者に矢島楫子（女子学院院長）、三輪田真佐子（三輪田高等女学校校長）、西沢之助（日本女学校校長）など女子教育の関係者を加え、“各地師範学校中学校高等女学校教師及び貴顕紳士百余名を数える”と謳った。賛助会を立ち上げ、会長の高橋を筆頭に、競技部（谷口謙造）、演奏部（太田勘七）、舞踏部（山本祐吉）、談話部（藤村トヨ）、通信部（大島スミ）の5部を設け、卒業生75名を地方通信員に委嘱して、月刊機関雑誌を配布するとした。こうして基盤を固め生徒募集体制に挺入れをした。

しかし、1期生（明治35年12月）から6期生（明治38年7月）までの卒業生数は、明治41年4月の公文書では128名で、各期平均20数名である。かなり経営困難だったことが察せられる。こうした学校経営難の最中、創立以来運営や

教育に尽力してきた高橋が、39年12月、体育研究のため渡米した。そして、再び日本に帰ることなく、米国で亡くなってしまふ。高橋渡米の背景に何があったのであろうか。

参考文献

『藤村学園七十年の歩み』

『藤村学園八十年のあゆみ』

新制高等学校の補習科・専攻科の歴史的研究に関する覚書(18):鳥取 県議会における専攻科関係の発言(4)

よしの たけひろ

吉野 剛弘(埼玉学園大学)

今号では、前号に引き続き、鳥取県議会における専攻科に関する質問と答弁を検討する。今号からは、専攻科が廃止に向かう過程を議会での発言を通して追っていく。

以下、実際の質問と答弁を見ていくことにする。なお、質問も答弁も専攻科以外の点についても言及していることがほとんどであるので、専攻科に関する部分のみを摘記したものである(冒頭に専攻科についての発言がある場合は、最初から記載している)。

2001(平成13)年9月10日 平成13年9月定例会(第3号) 本文19番(松田一三君) 次に、鳥取県私立専修学校、各種学校の諸問題についてお尋ねいたします。

平成8年に鳥取県下の私立専修学校は27校でありましたが、平成13年には20校となり、さらに19校となることがはっきりしています。また、各種学校は、自動車学校を除けば7校であったものが5校になり、さらに4校になろうとしています。生徒減からくる自然現象に加え、環境大学の開校は情報系の専門学校にも大きな打撃を与えており、このまま放置すれば私学の灯は次々と消えてしまうことになりかねません。当面する2つの課題を取り上げてみたいと思います。

1つは、県立高校の専攻科との問題であります。私は平成8年の代表質問において、専攻科の役割は大いに果たし終えたのではなかろうかと廃止

の検討を申し上げたのであります。昭和 35 年に、激化する大学入試に備え、大学への合格が果たせなかった学生のために鳥取県内の 3 高校に専攻科が開設されました。以後実績を重ね、評価を受けたことは否めません。しかし、現在大学は全入時代に入っています。当時なかった私立の予備校も 4 校も開設され、講師陣も整い十分対応できる体制にあります。平成 13 年現在で公立高校普通科に予備校と同じ専攻科を開設しているのは全国で鳥取県のみとなりました。小泉改革ではないですが、民間でできることは民間でと公費を浮かし、もっと前向きなものへ転用されたらどうでしょうか。専攻科の学生に対して県費は 1 名当たり一体幾らくらいかかっているのか。そして、その結果、毎年どれだけの県費が専攻科の廃止によって不要となるのか検討していただきたい。教育長にお尋ねするものであります。

教育長(有田博充君) 次に、県立高校の専攻科についてのお話でありました。金額についてということであります。

予算ベースで計算してみますと、県立高校専攻科の 1 人当たりに要する県費は年額約 25 万円であります。この 25 万円というのは、1 人当たりの専攻科の運営費あるいは人件費等から授業料等の負担額を引いたものでございます。そして、それら全体で生徒数を掛け合わせてみますと、専攻科全体を廃止することによりまして節約できる県費は、これも予算ベースで年額約 6,000 万円であります。

19 番(松田一三君) 専攻科ですが、数字は出していただきましたけれども、とにかく今現在は鳥取県だけになっているという状況。それから、私の母校もそうでありますからそんなに言いたくはないのですが、やはり公立高校に 4 年制、入って 4 年あるという気分になってしまい、そこにある一種の緊張感が薄れるのではないかという気もします。そういった意味で、やはりもう専攻科

はないのだぞというくらいの方が、かえって厳しい対応をしていくのじゃないかという感じがしないでもないですけれども、再検討されるべき課題じゃないかというふうに思います。

それぞれの専攻科がその学校の卒業生に限られてしまうということも、公平感からいって問題じゃないかというふうに思います。これは試験をして入れているからということでのあれが出てくると思いますけれども、試験をすればまたそれなりにその高校の子が多く入ってしまうということになってしまうわけで、2段階で試験をするということも考えられます。そういった点でのいろんな問題がありますので、検討する課題であろうかと思いますが、もう一つ御意見を伺っておきたいと思います。

教育長(有田博充君) お答えします。

県立高校の専攻科の件でございます。

お話のありました設置されている学校から入学している生徒の割合であります。平成13年度の場合、鳥取東高が76%、倉吉東高が66%、米子東高が78%と地域によって多少差はありますが、お話のように概して学校が設置されている高校から進む割合が高いと。当然これは試験をやっておりますけれども、応募者そのものにそういう傾向があることも否めないと思います。

平成12年度からそれぞれの学校で20人ずつ募集定員を減らしてきております。しかし、午前中にもお話がありましたように、世の中だんだんと姿を変えてきております。したがって、生徒や保護者の意向も勘案しなら、そしてさらに私立学校の関係者がどのようなお気持ちであるのかということも、いわゆる塾、予備校、そういった関係者の専攻科の関係についての御意向も十分に声を聞きながら検討したいと思いますが、基本的には今の3地区、

状況が異なります。同一にということはなかなか困難であると思います。例えば中部地区には予備校が少ないという現実があります。関係者の方々の御意見等をお聞かせいただきながら、順次県立専攻科を減らしていく方向で意見を聞いていきたいと考えております。

19番(松田一三君)ありがとうございました。

専攻科についても前よりは踏み込んだ前向きの御答弁をいただき、私学関係者もその思いが通じると思います。喜ぶと思います。ますますの検討をお願いしたいと思います。

松田については、91号で触れた通りである。

質疑応答の過程で、1人あたり25万円、全体で6,000万円という県費負担の実態も明らかになっている。また、専攻科があることによって4年制高校のようになってしまう実態、さらには母校出身者が多い実態から設置校と非設置校との間に生じる不公平感についても触れられている。

しかし、この議論の中で最も重要なのは、民間との関係であろう。松田は、少子化と4校の民間予備校の設置をもとに、専攻科はもはやお荷物となっていると主張する。そして、順次専攻科を減らしていく意向であるという教育長の答弁に、「私学関係者もその思いが通じると思います。喜ぶと思います」と述べている。

ここで問題となるのは、松田と私学との関係であろう。最初の質問では、予備校以外の各種学校への言及もあり、純粋に民間に移行することをよしとしているのか、私学関係者との特別な関係の中でこのような主張をしているのかは検討を要する。この点は今後の課題としたい。

(付記)本研究は科学研究費補助金(20K02435)の助成を受けたものである。

体験的文献紹介(41)

— 続学位請求論文構想 —

かんべ やすみつ

神辺 靖光(ニューズレター同人)

『文部省年報』収載の「公私学校表」から東京府所在の中学校と外国語学校を抜き出して開校年月、所在地、目的、学科、教師、生徒数等を調べれば、学制期、東京の中等学校の様子がわかるだろうと予想して 500 に及ぶ「公私学校表」の各学校を調査した。これが学校かと思うような貧弱な学舎まなびやから動乱と廢墟の中でよくぞここまでできたと思われる学校まで、東京市街には私学がゆきわたった。私はその成果より、その熱意、そのエネルギーに驚嘆した。学ぼう、学ばせようとする熱意は一片の「被仰出書」によって湧き上るものではない。近世のいつ頃からか、日本人は学習好きになり、その勢いが幕末明治になって沸騰ふっとうしたように思える。さらにまたわれわれは明治以後の教育を論じる時、なに気なく小学校、中学校、大学という進学体系を口にすが、小・中・大というわかり易い体系はいつから考えられたのか、明治 3 年の「大学規則」「中小学規則」に始まったとされるが、本当にそうなのだろうか。進学制度の先輩である欧米諸国の中学校はどうなっていたのか。江戸時代に進級進学の習慣があったのか。文部省は官立学校、公立学校、私立学校の別を立てたが欧米の学校にこれがあるのか。これらを調べて東京府の中等教育研究の前提にしなければならない。こうと決めれば矢も盾もたまらない性分だからさっそくこれらの調査研究執筆にかかり、以後 2年と数ヶ月、東京文化短大の教務部長室はわが教育史の研究室になった。夏休みと冬休みは言うに及ばず日曜祭日も出勤した。ある年の元旦、出勤したら守衛の老翁からさんざん嫌味を言われたので以後、元旦と祭日の出勤は自粛した。

まず明治3年の「大学規則」「中小学規則」の検討は実態調査からはじめた。すべての学校を大学・中学・小学の種類とし、小学→中学→大学と進学させるといふ構想は画期的である。その目的は人材ばってき抜擢で、新しい中央集権の政府をつくらうとした時期にふさわしい。学校の設置者は府藩県としている。廢藩置県の

直前で府藩県三治の時代であるから当然と思う。学科は洋学らしきものが少しあるが大部分は漢学で国学も若干入る。この「規則」の作成者はわかっていないが国漢学者を中心に洋学者が若干加わったようである。尊王攘夷から文明開化に変わろうとする時期であった。政府直轄の大学は旧幕府の昌平黌を直した昌平学校を大学南校、旧医学所を大学東校として東京府に置いた。中学と小学は各藩にあらうと推測し調べてみた。予想通り、藩校を改革して初歩の素読課程らしきものを小学とし高度の講釈、討議課程らしきものを中学と改称したり、洋学を加えたりした藩校が初発で紀州新宮藩（明治2年10月）以下20藩で認められた（『日本教育史資料』調べ）。地域は中部、近畿、中国、四国、九州地方で関東、東北地方では平藩（福島県）の藩校佑賢堂を中学と名称変更しただけである。戊辰戦争の後遺症の故と思われる。この調査から私は藩校の改革、特に幕末から明治維新にかけての藩校の改革を調べねばならぬと強く想ったのである。

明治5年の「学制」が大学・中学校・小学校の学校体系をつくるに当って内田正雄訳の『和蘭^{おらんだ}学制』を参考にしたことは師の尾形裕康著『学制実施経緯の研究』『学制成立史の研究』で知っていた。『和蘭学制』は明治2年の訳出書であるが近世以来、西洋諸国の学校制度を翻訳したり紹介した書物があるのではないかと、そこに制度としての中学校があるのかも知れない。西洋ばかりではない。古代以来、中国には学校がある。その中に「学制」の中学校に当る学校があるかも知れない。近世の数ある儒者の書物を当ってみよう。こうして近世の儒書、西洋紹介書の中から学校制度に関する書物を探し出し、そこから中学校を紹介する作業をはじめた。

まず儒書、漢学関係から調べようと中泉哲俊の『日本近世教育思想の研究』とその年、風間書房から出たばかりの同氏著『近世学校論の研究』に導かれて中国古代の学制を論じたものとして山鹿素行の『山鹿語類』（国書刊行会本）と熊本藩の斉藤高寿の『学校図説』（筑波大学中央図書館蔵）を検討した。『山鹿語類』は王侯貴族から州・党・閭という地方小集団に至るまで古代の中国には学校や学塾があったとする。しかし進学ということでは都の天子の学校に小学

→大学という機能があったが地方の学塾には進学がなかったと言う。これに対し齊藤高寿の『学校図説』は周代において都に大学があり地方の各州に序^{じょ}という中学があり、町村に当る党には序^{とう}と小学^{しょう}があり、序→序→大学と進学したと言う。幕末に近づくると日本全体の人材抜擢を念頭に置いての進学体系論が頻^{ひんぱつ}発する。水戸藩の会沢正志斎、長岡藩の小林虎三郎、農学者・佐藤信淵である。彼らに共通するのは地方の小学→大学課程をへて都の小学→大学へ進学するという横すべり式の進学論である。その細部については見るべき提言が多いが現代人には理解し難い。それは徳川政権下の幕府学校に諸藩の学校をつなごうとしているからである。当時、諸藩の素読課程→討議課程をへて江戸や京都の学塾に入学し、その下級から上級に進学する藩外遊学生が多かった。ここにあげた進学体系論者は封建制度下の人材抜擢論を述べているので接点になる中学の語が出にくいのである。

ところがここに17世紀のはじめ中国に渡ったイタリア人が、中国人は郷村にある小学から国郡にある中学に進学し、そこから大学に進学する、として小学・中学・大学の学科を書いた『職方外紀』の紹介があった（高祖敏明「艾儒略 Giulio Aleni 著『西学凡』の教育的研究」・教育史学会紀要・日本の教育史学 17）。恐らく中国の郷村にある小学舎、州郡にある中学舎、そして大都市の大学校を観察してヨーロッパの学校を想起し、『職方外紀』を書いたのであろう。宮内庁書陵部所蔵の『職方外紀』を複写してわが論文に加えた。

さて洋学者たちは西洋の教育に小学→中学→大学の進学体系を見出したであろうか。金沢の佐野鼎^{かなえ}は著書『万延元年訪米日記』（金沢市立図書館蔵）の中で「中学館あり、これ小学校を出て未だ大学校に入るべからざる中等の生徒を教ふる学館なり。これをセコンデレイスクールと名づく」と適切な訳語で記述しているが、実は当時、欧米の先進各国は進学のための学制改革をはじめたところであった。即ち中世にはじまった各地の大学への進学学校として、パブリックスクール、リセー、ギムナジウムなどが各都市にできていたが、産業革命によって新しい市民や工場近くに住む貧民の子どもたちのための平易な小学校をつくらな

ければならなくなった。19 世紀はそうした民衆の小学生が卒業後に進学できる職業訓練的な中等学校をつくらねばならぬ時期であった。英独仏それぞれ教育改革に挑んでいたがフランスの改革が早かった。1802 年、ナポレオン治下に公布された「公教育一般法」は学校の種類を以下のように三種とした。

École Primaire 初等学校（小学校のこと）

École Secondaire 第 2 級学校（中学校のこと）

École Speciale 特別学校（専門大学のこと）

中学校の伝統的な国立のリセー Lycée の外に私立やコンミュンがたてた中学校も含まれ、旧来の大学を含む特別学校へ進学できるようになった。西洋の学校制度、進学制度を知りたい日本の洋学者たちは、まさに改革途上のかの国の制度に向き合わねばならなかったのである。

西洋の学校について詳細に観察し紹介したのは福沢諭吉の『西洋事情』である。幕府遣欧使節の随員として文久元（1861）年から翌年にかけて約一年、英、仏、オランダ、プロシヤ、ロシア等を巡った見聞を4年の歳月をかけて記述したものである。学校の設置者や進学体系、学部等、観察の眼は鋭い。しかしグラマースクール、ギムナジウム等、その国の名称をつかい、総括的に言う場合は大学と小学であった。しかし慶応2年に発兌された『西洋事情二編』で彼ははじめて「学校に大中小の順序あらば」と中学を入れた。中学を想定することで進学体系がわかり易くなると思ったのであろう。

本稿において欧米の学校については以下の諸書の恩恵を受けた。阿部重孝『欧米学校教育発達史』、『世界教育史大系 24・中等教育史』『世界教育史大系 9・フランス教育史』、梅根悟『世界近代教育史』、宮地誠也『アメリカ中等教育史』

学位請求論文「明治初期における中等教育の研究」目次

第 1 章 わが国における中学校観の形成

- 1 幕末明治初期における学校段階説と藩校の3等級制
 - 2 幕末明治初期の西洋学制にみる中学校
 - 3 府県学校計画と府・藩の中学校
- 第2章 「中小学規則」と府藩県の中学校
- 1 「大学規則」「中小学規則」
 - 2 東西両京の中学校
 - 3 府県の中学校
- 第3章 学制における中等教育の構想
- 1 学制の制定
 - 2 学制における中学校の設立構想
 - 3 外国語学校の構想
 - 4 外国語学校の背景とその意義
 - 5 学制前期の中等教育対策
- 第4章 官立公立私立学校の規定
- 第5章 公立私立中学校・外国語学校の成立と継続状況
- 1 公私学校表の作成と府県の学校登記
 - 2 大学区別、府県別公立私立中学校、外国語学校の登記状況
 - 3 東京府における私立外国語学校と中学校の登記状況
- 第6章 東京府における私立外国語学校と中学校の実態
- 1 洋学塾と私立外国語学校の開業
 - 2 漢学塾と私立中学校の開業
 - 3 私立外国語学校・私立中学校の諸形態と教師
 - 4 私立外国語学校・私立中学校の分布と経営
 - 5 学習方法と塾の生活
- 第7章 官立英語学校と公立中学校
- 1 官立英語学校
 - 2 公立中学校の開設

3 東京府立中学校の開設

第8章 中学校観の転換

1 教育令における中学校

2 中学校教則大綱

結論

『月刊ニューズレター 現代の大学問題を視野に入れた教育史研究を求めて』
刊行要項(2015年6月15日現在)

1. (目的) 広い意味で「現代の大学問題へのアプローチを視野に入れた研究」を各執筆者が互いに交流し、研究を進展させていくことを目的にこのニューズレターを発行します。
2. (記事のテーマ) 記事は、広い意味で現代の大学問題へのアプローチを視野に入れた研究であれば、高等教育史だけでなく中等教育史や初等教育史なども含めた幅広いテーマを募集します。
3. (刊行頻度・期間) 研究進展のペースメーカーとするため毎月刊行し、最低限3年間は継続します。
4. (編集委員会・編集世話人) 発行主体は編集委員会とし、編集責任者として編集世話人を設け、当面は富岡勝と谷本宗生が担当します。編集委員は、執筆者の中から数名程度募集します。
5. (執筆者) 執筆者は、最低限1年間参加し、原則として毎月執筆してください。ご希望の方は、編集世話人までご連絡ください。執筆者は、刊行経費として毎年600円を負担してください。
6. (記事の責任) 記事の内容については、執筆者で責任をもって執筆してください。参考文献・引用文献の出典を明らかにするなどの研究上の基本ルールはもちろん守ってください。また、ごくまれに、編集世話人の判断によって記事の掲載を見合わせる場合があります。
7. (記事の種類・分量) 記事の種類は、論考、研究上のアイデア、史資料の紹介、先行研究の検討など研究に関するものでしたら何でも結構です。記事1本分の分量は、A5サイズ2枚～4枚ぐらいを目安とします。
8. 毎月の刊行をスムーズに行うため、レイアウトなどは簡素なものにとどめます。世話人によるニューズレターの印刷は、国会図書館献本用などごく少数にとどめます。執筆者にはニューズレターのPDFファイルをメールでお送りしますので、各執筆者で必要部数をプリンターで印刷するなどして、まわりの方に献本してください。
9. ニューズレターの内容は、下記のホームページで公開します。
<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/gen-dai-kyou-ken/>
10. ニューズレターを中心とした研究交流をしていきますが、年に1回程度は、必要に応じて執筆者の交流会を開催します。
11. 以上の内容を変更したときは、この要項を改訂していきます。

以上

短評・文献紹介

中央大学文学部に所属する清水善仁さんが執筆された『『中央大学百年史』上・下巻を再読する』『中央大学 大学史ニュース』1号(2022年2月)を読んで、自らの所属する大学史・百年史に対して、赤裸々にポイントを問題提起されていて印象に残りました。まず刊行された百年史では、引用されている資料的な根拠が判然としていない・箇所があると指摘されています。記述されている内容は興味深いとしながらも、「当時の資料からその根拠が明示される必要がある」と。次に先の点ともかかわるが、たとえば学科課程などの変遷が「どのような動機や背景に基づいて取り組まれるに至ったのかの説明がなく、突如として登場する」などし、「学内の議論の経過等は説明されていない」といいます。清水さんは、自身も学内の関係委員として、「今後の資料発掘等により個々の事実についての背景等も含めて可能な限り資料から確定していく努力が求められよう」とします。また、学生や職員の視点をもっと取り入れる必要があり、「大学の歴史のなかで担ってきた役割は大きなものがあり、これを歴史的に評価し位置づけることは重要な点」と強調します。そして、これからの大学史編纂の課題として、「大学が組織として活動した証拠であり、かつ説明責任を果たすために不可欠」な大学史の基本的な資料を、「確実に保存されている」のか・と訴えます。2025年の中央大学創立140周年へ向けて、清水さんの問題提起などがきちんと活かされていけることを大いに期待しましょう。(谷本)

コロナ感染拡大が続いていた2021年、オンライン授業に関する大阪市の対応などを批判する「提言書」を、大阪市内小学校の久保敬校長が松井一郎大阪市長宛に送って「文書訓告」処分を受けた出来事を覚えている人があるかもしれない。その久保敬氏の著書『フツの校長、市長に直訴! ガッツせんべいの人権教育論』(解放出版社、2022年)は、「提言書」を出した経緯が当時の文書をもとに詳細に記録されている。オンライン授業をめぐる学校現場と地方自治体の混乱に関する詳細な記録として、この本は後世の人から何度も参照されるのではないだろうか。また、「提言書」を出すに至



った久保氏の思いや、これまでの教員生活の振り返りなども書かれている。「ぼくは優柔不断で決断力のない人間です」と自己分析している久保氏が、子どもたちとの関わりながら歩んできた道のりも書かれていて、ある小学校教員の記録としても興味深い。先日、この本の出版を記念する個展が開かれたので先日見に行ったところ、主要な展示資料の一つが、若手教員の時期にクラスの児童におこなったアンケート結果を報告する学級通信だった。担任として子どもたちのために思って奮闘していた久保氏にとって予想外の結果が含まれていて、以後、そのアンケート結果を「担任の通知表」として心の中で大切に続けたという。会場でご本人に会ったときに感じた飾らない人柄が、著書と展示にも表れていて興味深かった。(富岡)

会員消息

本年9月上旬、松本市の旧制高等学校記念館にて、第26回夏期セミナーが対面形式(一部はZoomでも配信)で行われました。セミナーの現地開催で、久しぶりに関係諸氏や若い学生さんの顔などを合わせられてよかった・・と感じましたが、いっぽうで旧制高校OBのみなさんを残念ながらほとんどみられなかったのはさびしく思いました。そういえば、Yahoo!の「未来に残す 戦争の記憶」という特設サイトでは、関係者らの証言動画などを戦後77年としてアップしていて興味深いと感じました。たしかに掲載基準としての取り上げかたや、被災だけでなく加害側の視点の必要性など、もっと改善や工夫の余地は健全な議論としてももちろんあると思いますが、もっかできる範囲でこのような動画データなどを集積して後世に向けて残していく姿勢はとても素晴らしいことだと実感しました。(谷本)

<https://wararchive.yahoo.co.jp/>

今期の夏季休暇は、行動制限こそないものの、新型コロナウイルスの感染拡大や連日続く猛暑日などが影響し、ほとんどの時間を家で過ごしました。ただ、「NITS独立行政法人教職員支援機構」や「福岡県立社会教育総合センター」など、様々な組織・団体が研修動画をオンライン動画共有プラットフォーム(特にYouTube)等にアップしてくださっているので、いつでも・どこからでも勉強することができています。

コロナ禍になる以前は、「現地に行かなければ聞けなかった話」も自宅で聞くことができるので、手間も交通費もかからず便利ですが、やはり、対面での学会・研究会で多くの先生方にお会いして意見交換・交流等を図りたい…というのが正直な気持ちです。

(八田)

旧制高等学校記念館夏期教育セミナーに参加しました。本年度は対面形式だったので久しぶりに松本に行きました。とても充実した時間でした。来年も楽しみにしております。

(山本剛)

本号のコラムを書くために、はじめてパブリックコメントの結果を読みました。寄せられた意見がずいぶん簡単にまとめられてしまっていることに、少し拍子抜けでした。ただ、読みやすいですし、意見を端的に書いても良いという長所も感じました。これから、パブリックコメントにも注目するとともに、私自身、関心をもったテーマについて意見を送ってみたいと思いました。

夏期教育セミナーでは、ニューズレターの皆さんを含め、多くの方と対面で再会できて、本当に嬉しかったです。旧制高校を卒業された方々の年齢が上がっていくのにもない、毎回の「若手」(すごく広くとらえています)参加者の存在に支えられて夏期教育セミナーができていて、交流が実現していることを改めて感じました。みなさん、有り難うございました。来年もぜひお目にかかりたいです。

数年前に夏期教育セミナーをきっかけに学習院大学史料館から催しの案内を定期的にいただいておりますが、10月30日に辻邦生作品の朗読会が開催されるそうです。この朗読会は以前からシリーズとして継続しています。以前にも紹介したかもしれませんが、史料館が朗読会、というのはやはり興味深いです。次頁に紹介します。(富岡)

第96回学習院大学史料館講座

辻邦生

音楽・ことば・物語

2022年10月30日(日) 13時30分—16時30分(13時開場)
会場——学習院創立百周年記念会館正堂

13時30分—14時30分

講演会「音楽の部」——辻邦生——音楽・ことば・物語
講師 矢崎彦太郎氏(指揮者・辻邦生生誕100年記念事業組織委員)

15時00分—16時30分

朗読劇「ことばの部」——第7回〈声でつむぐ辻文学〉『春の戴冠』(前篇)
朗読者 杉原葵衣氏(関西学院大学1年) 遠藤弥由氏(早稲田大学3年)
新矢明香氏(東京女子大学2年) 田口雄海氏(都留文科大学2年)
末原立貴氏(慶應義塾大学1年) 早野沙都氏(相模女子大学1年)
中条省平氏(学習院大学文学部フランス語圏文化学科教授・辻邦生生誕100年記念事業組織委員)

※口、1階正堂ワイエにミニ展小「辻邦生——『春の戴冠』および音盤販売コーナーを設置

本ニュースレターのPDFファイルをダウンロードして、Adobe Reader 等のソフトの「小冊子印刷」機能を利用して「A4 サイズ両面刷り」に設定して印刷すれば、A5 サイズの小冊子ができます。